

国土交通省住宅局建築指導課 パブリックコメント担当 宛

建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う建築基準法施行令の改正に向けた検討案（総則・単体規定関係）に関する意見募集について

氏名	(フリガナ) NPO法人 <sup>ほうじんにほんぼうかぎじゆつしやきようかい</sup> 日本防火技術者協会 理事長 <sup>りじちよう</sup> 上原 <sup>うえはら</sup> 茂男 <sup>しげお</sup>
住所	東京都新宿区百人町2丁目27番7号
本件担当者	
所属	(会社名) (部署名) NPO法人 <sup>ほうじんにほんぼうかぎじゆつしやきようかい</sup> 日本防火技術者協会 副理事長 <sup>ふくりじちよう</sup> 福井 <sup>ふくい</sup> 潔 <sup>きよし</sup>
意見	次ページより記載

<b>(1) 維持保全に関する準則又は計画の作成等を要する建築物等</b>	
1	③勧告対象となる建築物及び定期報告を要する建築物について、用途、規模に応じて必要建築物を定めることに異論はありません。問題は報告の内容であり、性能検証法等を適用した建築物の竣工後の性能維持に関しては疑問が残ります。現在、特殊建築物の定期報告のチェック項目に「耐火・避難検証法の適用の有無」はありますが、間仕切変更によって性能が変わる可能性があるものの再検証が法的に位置づけられていないため、十分な対応がなされていない案件も見受けられます。今回の改正を機に、性能検証法等を適用した建築物の実効的な性能維持についても制度化を望みます。
<b>(2) 階数4以上又は高さ16m 超の木造建築物等に関する技術的基準</b>	
1	通常火災時間は、法第21条によると、「建築物の構造、建築設備及び用途に応じて通常の火災が消火の措置により終了するまでに通常要する時間」とあるが、この場合の「消火」とはスプリンクラーなどの自動消火設備によるものなのか、あるいは公設消防による放水等の消火活動を想定しているものなのか、さらにはこれらに加えてポンプ・消火栓・消火器・消火用具等を用いた在館者自身あるいは近隣住民等による自衛消防活動の要素を考慮しているものなのかどうかを明らかにしていただきたい。仮に公設消防の消火活動による場合、消防の概念での「消火活動により火災の勢いを弱くし、制圧下に置いた状態：鎮圧」の状態なのか、もしくは「火災が完全に消火され、消防隊による消火活動が必要なくなった状態：鎮火」の状態なのか、そのどちらを指しているのかを明確にするべきである。例えば、大規模な木造建築において、通常火災時間が鎮圧を想定したものであると、その後、消防隊の鎮火活動中の構造安定性が保てない懸念があるが、そうした中で消火に従事する者の安全性が十二分に保証されるような技術的基準となっているのか。
2	「通常火災終了時間」は法第21条「火災が消火の措置により終了」云々の記述があるのみで本検討案の中に何ら定義について補足説明されていない。「通常火災終了時間」の定義を明確にされたい。また定義が明確でない中で「下限値は45分とする」こと等の合理性・妥当性が判断できない。通常火災終了時間の定義を明確にした上で、下限値を定める意義は何か、また、45分とする根拠は何か明確にされたい。
3	通常火災時間の算出方法は今後公表される告示にて定義されるものと思われるが、特に消防活動によるものの場合、建物の高さや規模、在館者の特性（特に自力避難が困難な在館者の多い用途など）の影響が考えられる。また、消防力の地域ごとの整備の度合いの差があると思われるが、平準化した基準として安全上の問題が生じるのではないか。
4	「通常火災終了時間」の定義は不明だが、柱や耐力壁の非損傷性も、間仕切壁（非耐力壁）の遮熱性と同一の「通常火災終了時間」まで担保するという考え方だけは読み取り得る。間仕切壁の遮熱機能の喪失と同時に倒壊しかねない、より高層化した木造建築物において、どのように「消防活動の安全」が担保されるのか回答いただきたい。また、「屋内進入」が安全になされる得る保証とは何なのか明確にされたい。（2018年1月30日、建築基準制度部会、参考資料5参照）
5	現状わかる範囲では、高さや階数についての上限がないように思われる。木造建築は構法、用途、経済的な観点から、実質的にある程度、規模の上限があるとは思われるが、大規模木造建築に対する消防力の奏功に関する具体的事例やデータがない現状においては、ある一定の規模制限を課すべきではないか。
6	2018年1月30日、建築基準制度部会、参考資料5には、委員の意見として、別項で述べた消防活動の安全等の他にも、火災危険の不確実性への配慮の重要性等が指摘されている。10か月以上を経過した現時点の検討案、技術基準に、十分に当該意見が反映されているとは読み取り難かった。参考資料5の全ての細項目について、委員の意見への国土交通省としての対応についての現状認識を述べ、意見を反映したと考えられるものについては本検討案の該当箇所を示して頂きたい。

7	<p>消火の措置を前提とした「通常火災終了時間」は「時間」という限りにおいて「起点」「終点」を有するものとする。まずその起点とは何か、出火（推定）時刻か、放水開始時刻か、あるいはその他の何か。その時刻は個々の建物火災の消火に携わる人々に共有された既知の情報たり得るか。「通常火災終了時間」の起点が不明または消火従事者間での情報共有が困難な場合、倒壊の可能性のある建物屋内での消火活動の継続の是非、その安全性は何を根拠に誰が保証するのか。同様に「通常火災終了時間」の終点とは何か。火勢鎮圧時刻か、鎮火時刻か。構造体自体に一定限度の燃焼を許容、「燃え残りの部分の構造耐力の維持に期待」（2018年9月21日、第42回分科会、参考資料5-1参照）する木造建築物では、従来の耐火構造以上に一層に入念な鎮火の確認の時間を要するものとするが、本技術的基準により一層高層化、巨大化した木造建築物で出火、消火のみならず鎮火の確認までを期待できるのか。</p>
<b>(3) 特定特殊建築物の主要構造部の性能に関する技術的基準（法第27条第1項関係）</b>	
1	<p>今回、特定避難時間の下限が45分と示されたが、その根拠は何か。 また、計算方法は現段階では示されておらず、告示にて定義されるものと思われるが、特定特殊建築物には病院のように自力避難困難者が多数存在する用途も含まれることから、これらの在館者のスタッフによる介助や救助等による活動を含めた時間として定義されるのか。また、介助や救助による避難が必要な在館者の安全性を、告示で定める計算により確定論的に設定する場合、救助にあたる病院のスタッフ等に対しても、このような介助・救助を前提とした安全性水準であることを周知することが必要ではないか。</p>
<b>(4) 小規模な特定特殊建築物の特例に関する技術的基準</b>	
1	<p>耐火建築物等とすることを要しない用途に病院・診療所、児童福祉施設等（就寝利用するもの）が含まれているが、これらの施設は自力避難が困難な利用者が多く、警報で早期に火災に気づいた場合にも避難には相当の時間を要することが予測される。耐火建築物等とする必要があるのではないか。</p>
2	<p>警報設備の鳴動によっても在館者がすぐには避難行動をとらず、何らかの追加的状況（臭いや煙の目視、熱、権限のある人の指示、他の人の行動）などがあって実際の避難開始をするというケースが多いように思われる。今回対象とする小規模な建物においては、在館者に対して、警報設備の鳴動により避難することが安全確保の上で期待されている旨の周知が必要ではないか。また、この技術的基準は建築基準法で独自に定めるのか。</p>
3	<p>病院、診療所、児童福祉施設等に関して、小規模なものについては堅穴区画されている場合に2以上の直通階段の設置を緩和しているが、自力避難が困難な在館者が多い施設であり、避難器具等を利用するのは困難なので、安全に避難できる2以上の避難経路が確保できる基準とすべきである。児童福祉施設については厚生労働省の定める児童福祉法の基準と不整合となる。</p>
<b>(5) 遮音性能に関する技術的基準（法第30条第2項関係）</b>	
<b>(6) 窓その他の開口部を有しない居室（法第35条の3関係）</b>	
<b>(7) 防火区画等に関する技術的基準</b>	
1	<p>②アトリウム等における面積区画の適用の合理化（例第112条第1項関係）について 建築基準法旧法38条に基づく大臣認定においては、アトリウムは通行のように供する部分とされていたが、最近ではアトリウムの底部をカフェイベント等で利用することが増えている。このように可燃物が設置される可能性があるアトリウムは対象外になると考えてよいのか。</p>
2	<p>②アトリウム等における面積区画の適用の合理化（例第112条第1項関係）について アトリウム等および緩衝帯となる廊下への物品の存置に対して、定期報告の調査項目に加えるなど、性能を担保するための実効的な管理対策が必要ではないか。</p>

3	<p>③異種用途区画の適用（令第112条第12項関係）</p> <p>警報設備の設置などにより異種用途間の防火区画を要しない、という考え方は、自力避難困難者が利用する施設の場合は成り立たない。この緩和の対象から、「病院、診療所（患者の主要施設があるものに限る）及び児童福祉施設等」を除くべきである。</p>
4	<p>④防火床の基準（令第113条関係）について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の部分の倒壊によって倒壊しない防火床とはどのような構造を想定しているか。</li> <li>・火炎が屋外に噴出した場合に延焼を防止することについて、現状スパンドレルに変わるひさし等は50cm以上となっているが防火床の性能と整合は取れるか。</li> <li>・床の開口に設ける防火設備について、現在は基準がないが、試験方法等を含めて新たに基準を定めるといふことか。</li> <li>・階段などの堅穴との取り合い部分についてはどのように考えるのか。防火床に設ける開口部の幅・長さを2.5m以下としているが、この大きさでは屋内階段の設置はできないと考えられる。このような場合には屋外階段のみ設置可能となるのか。</li> </ul>
<b>(8) 避難規定に関する技術的基準</b>	
1	<p>①排煙設備の設置基準において別棟とみなす基準について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・この基準は従来既存建築物の増改築際の特例措置としてのみ適用を認めるという運用をしている自治体が多いと思われるが、今回追加された点も含め、新築建物でも適用可能という考え方でよいか。</li> <li>・既存不適格建築物の増築等においても適用できるよう検討がなされるとあるが、旧38条大臣認定を受けた建物もご考慮頂きたい。例えば、旧38条において加圧防煙や兼用排煙などを複数階で設置し、旧38条大臣認定を受けた建物である場合、確認申請が必要となる増築や200㎡以上の用途変更が起こった場合、確認申請を要する部分以外は旧38条認定のまま既存不適格として扱い、影響が及ばないよう配慮をお願いしたい。</li> <li>・アトリウム自体が火災室となる場合にも適用されるのか。</li> </ul>
2	<p>③内装制限の代替措置について、天井が高ければ内装を制限しないということだが、2012年2月22日に国総研などが中心になってつくばで行った木造3階建て校舎の実物大火災実験でも改めて明らかになった通り、天井の難燃化や不燃化はフラッシュオーバーの防止や遅延に大きな効果があるとされて来た。また、木材等では材厚、溝の有無等の貼り方によって著しく燃焼拡大を助長する場面があることも知られている。これらのことから天井材については木材等の使用を制限するなどの対策が必要ではないか。</p>
<b>(9) 避難安全検証</b>	
1	<p>①防火区画単位による検証方法の追加</p> <p>この規定の適用を廊下等の可燃物のない非居室まで広げると、避難経路である廊下に排煙設備のない設計が可能となるのではないかと。適用対象を居室に限ることが望まれる。</p>
2	<p>②より高度な検証方法の追加（令第5章の2の2関係）</p> <p>現行の避難安全検証法（いわゆるルートB）は、小室の煙降下時間が早すぎることや、シャッター区画による堅穴区画への煙進入による全館煙降下の判定により、複数階にわたる大規模な物販店舗等に適用することが困難な状況にある。一方で、この問題さえ解決できしまえば、階段幅の規定や歩行距離の規定を適用除外とすることで、事務所フロアのように大平面に対して階段が2本というような計画も成立しえることも多いのも実情である。このようなことは、大臣認定を取得する場合（いわゆるルートC）においても起こりうるもので（階避難検証、全館避難検証の計算・評価方法はある程度準用するケースが多いため）、現在では、性能評価機関の審査において、内規として、階段幅の削減の限界値が実質的に定められていると思われる。</p> <p>高度な検証方法を告示とする場合、防火技術に関する知識のない設計者であっても告示に基づく計算を行うことが可能になる。法的には計算結果のみをみて適法性が審査され、性能評価機関の審査のような専門家の目に触れず、内規のような歯止めが効かなくなる恐れも考えられる。べ</p>

	<p>ースとなる避難安全計画の知識なしに運用された場合、建物の安全性が確保できるかどうか疑問である。検証方法、クライテリア、限界値等を慎重に設定することも重要であるが、適切な利用が行われるシステムを作る必要があるのではない。</p> <p>また現状の煙降下時間と避難時間の比較と同様に、避難時間が経過した時点における煙またはガスの降下位置を避難上支障のある高さと比較する方法についてもルートB、ルートC双方ができるよう、告示追加だけでなく、大臣認定によるものが可能になるよう政令レベルでの改正もお願いしたい。</p> <p>さらに、このような新規の検証方法導入に当たっては周知の時間を十分にとっていただきたい。</p>
<b>(10) 防火地域又は準防火地域内の建築物に関する技術的基準</b>	
1	<p>法 61 条では通常の火災による周囲への延焼を防止する性能（延焼防止性能）を求めているが、当該性能を求める主要構造部として明示されているのは壁、柱、床のみとなっている。梁に対しては性能を求めないのか。求めない場合その理由を明確にいただきたい。</p> <p>外部に対する噴出火炎の他、当該建物の倒壊によって周囲に延焼することも想定される。法 21 条で木造建築物等、法 27 条で特殊建築の倒壊防止は定められているが非木造かつ特殊建築物以外の建築物の倒壊防止は従前より本条で定められていたが、これは引き続き維持されたいと考えてよいか。</p>
2	<p>この改正は、防火地域又は準防火地域内に、できるだけ主要構造部を木造とする建築物を建てるのが出来るようにする趣旨と考えられる。</p> <p>政府の予測では、首都直下地震や南海トラフ地震の発生確率は今後 30 年間に 70%～80%となっており、首都直下地震だけでも 41 万 2 千棟が焼失してしまうと予測されている。その理由は大規模な延焼火災が発生する大きな理由は、これらの地域に主要構造部を木造とする建築物が大量に存在していることである。今回の改正で、このような実態をさらに悪化させることがないような措置を講じるのか具体的に示されたい。</p>
<b>(11) 遊戯施設に関する技術的基準（令第 144 条関係）</b>	
<b>(12) 仮設建築物等に対する制限の緩和（令第 147 条関係）</b>	
<b>(13) 限定特定行政庁の事務（令第 148 条第 2 項関係）</b>	
全般	<p>避難安全検証については大臣認定に係る手続き時間の短縮や、竣工後のレイアウト変更などに柔軟に対応できる認定方法など、行政面での改善もお願いしたい。</p> <p>例えばどんな建物でもレイアウト変更は頻繁に起こるが、その適法性確認に新検証法を使えるようにするなど、必要以上に認定再取得の手続きを取らなくてもよい、認定方法の柔軟化を検討いただきたい。</p> <p>それに伴い、必要であれば施行規則の改正や技術的助言の追加をお願いしたい。</p>